

○ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産庁告示第四号）

改 正 案		現 行
目次		
第一章～第四章	(略)	
第五章	信用リスクの内部格付手法	
第一節・第二節	(略)	
第三節	信用リスク・アセットの額の算出	
第八款	その他資産等（第一百五十五条～第一百五十五条の三）	
第一款～第七款の二	(略)	
第四節	(略)	
第六章	証券化エクスポートジヤーの取扱い	
第一節	総則（第二百二十三条～第二百二十五条）	
第二節	証券化エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額	
第一款	標準的手法の取扱い（第二百二十六条～第二百二十九条）	
第二款	内部格付手法の取扱い（第二百三十条～第二百四十七条）	
第六章の二	CVAリスク	
第一節	算出方式（第二百四十七条の二）	
第二節	標準的リスク測定方式（第二百四十七条の三）	
(新設)		
第二款	内部格付手法の取扱い（第二百三十条～第二百四十七条）	

第三節 先進的リスク測定方式（第二百四十七条の四・第二百四十七条の五）

第七章・第八章（略）

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（七）（略）

八 株式等エクスポートジヤー 次に掲げるものをいう。  
イ （略）

ロ 金融機関のTier 1資本の額又は基本的項目に算入される  
資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ （略）

九（二十八）（略）

二十九 事業法人向けエクスポートジヤー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポートジヤー（ソブリン向けエクスポートジヤー又は金融機関等向けエクスポートジヤーに該当するものを除く。）をいう。

三十 ソブリン向けエクスポートジヤー 次に掲げるエクスポートジヤーをいう。

イ（二）（略）

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエク

第七章・第八章（略）

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（七）（略）

八 株式等エクスポートジヤー 次に掲げるものをいう。  
イ （略）

ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ （略）

九（二十八）（略）

二十九 事業法人向けエクスポートジヤー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポートジヤー（ソブリン向けエクスポートジヤー又は金融機関等向けエクスポートジヤーに該当するものを除く。）をいう。

三十 ソブリン向けエクスポートジヤー 次に掲げるエクスポートジヤーをいう。

イ（二）（略）

ホ 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十

スポートジヤー

七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)、地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。)及び地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)向  
けエクスポートジヤー

ヘーチ (略)

リ 信用保証協会等(信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業  
信用基金協会をいう。以下同じ。) 向けエクスポートジヤー

ヘーチ (略)

リ 信用保証協会等(信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第二百九十六号)に規定する信用保証協会をいう。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。)及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。)をいう。以下同じ。) 向けエクスポートジヤー

三十一 金融機関等向けエクスポートジヤー 次に掲げるエクスポートジヤーをいう。

イ 金融機関(第六号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。)に対するエクスポートジヤー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポートジヤー(前号トに掲げるもの  
のを除く。)

ニ～ヘ (略)

三十一の二 大規模規制金融機関等向けエクスポートジヤー 事業法

イ 金融機関(第六号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。)に対するエクスポートジヤー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行(前号トに掲げるものを除く。)に対するエク  
スポートジヤー

ニ～ヘ (略)

(新設)

人等向けエクスポート・エージェンシーのうち、次に掲げる者に対するエクスポート・エージェンシーをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。口(2)において同じ。）

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、

同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) (1)に掲げる者の子法人等（農林中央金庫法施行令（平成十三年政令二百八十五号。以下「令」という。）第八条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ 非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(2) | (1) |

規制金融機関

大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十二～四十六 （略）

四十七 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に担保として供されたものをいう。

イ・ロ （略）

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等（令第八条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

イ・ロ （略）

ハ 債務者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

四十八～五十一 （略）

五十二 購入事業法人等向けエクスボージャー 内部格付手法を採用した場合に農林中央金庫又はその連結子法人等（農林中央金庫の子法人等であつて、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスボージャーをいう。

四十八～五十一 （略）

五十二 購入事業法人等向けエクスボージャー 内部格付手法を採用した場合に農林中央金庫又はその連結子法人等（農林中央金庫の子法人等（農林中央金庫法施行令（平成十三年政令二百八十五号。以下「令」という。）第八条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であつて連結の範囲に含まれるもの）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスボージャーをいう。

五十三～六十六 （略）

六十七 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスボージャー

五十三～六十六 （略）

六十七 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスボージャー

三十二～四十六 （略）

四十七 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に担保として供されたものをいう。

イ・ロ （略）

ハ 債務者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

こと。

四十八～五十一 （略）

五十二 購入事業法人等向けエクスボージャー 内部格付手法を採用した場合に農林中央金庫又はその連結子法人等（農林中央金庫の子法人等（農林中央金庫法施行令（平成十三年政令二百八十五号。以下「令」という。）第八条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であつて連結の範囲に含まれるもの）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスボージャーをいう。

の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポートジャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンダードバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ （略）

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

二・ト （略）

六十八～七十一 （略）

七十一の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

七十二・七十三 （略）

七十四 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第七十六号、第一百三十五条第八項及び第七章において同じ。）をいう。

の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポートジャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンダードバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ （略）

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

二・ト （略）

六十八～七十一 （略）

（新設）

七十二・七十三 （略）

七十四 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第七十六号及び第七章において同じ。）をいう。

七十五 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第二十八号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が单一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してもヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

## 七十六 （略）

### 第二章 連結自己資本比率

#### （連結自己資本比率の計算方法）

第二条 農林中央金庫の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号。以下「法」という。）第五十六条第一号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 連結普通出資等Tier 1比率 次の算式により得られる比率について、四・五ペーセント以上とする。

### 普通出資等Tier 1資本の額（普通出資等Tier 1

七十五 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第二十八号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百七十九条の六及び第二百七十九条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が单一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してもヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

## 七十六 （略）

### 第二章 連結自己資本比率

#### （算式）

第二条 農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号。以下「法」という。）第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準（以下「自己資本比率基準」という。）のうち同号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、八ペーセント以上とする。

### 自己資本の額（基本的項目+補完的項目+準備補完的項目

資本に係る基礎項目の額—普通出資等T i e r 1 資本に  
係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーションナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

11 潤縫トヨトヨ出資 次の算式より得た額の出資にひいて  
× $\frac{1}{1 + 8\%}$ 。

T i e r 1 資本の額（普通出資等T i e r 1 資本の額+  
その他T i e r 1 資本の額（その他T i e r 1 資本に係  
る基礎項目の額—その他T i e r 1 資本に係る調整項目  
の額））

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーションナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

11 潤縫総自己資本出資 次の算式より得た額の出資にひいて  
× $\frac{1}{1 + 8\%}$ 。

総自己資本の額（T i e r 1 資本の額+T i e r 2 資本  
の額（T i e r 2 資本に係る基礎項目の額—T i e r 2  
資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーションナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

—控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーションナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、農林中央金庫の連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、農林中央金庫の連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、農林中央金庫が法第七十二条第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号口において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、第一条各号の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入ることができる。

一 特定取引勘定（農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省・内閣府令第十六号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第六十五条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合 イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、農林中央金庫の連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、農林中央金庫の連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、農林中央金庫が法第七十二条第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、第一条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入ができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 特定取引勘定（農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省・内閣府令第十六号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第六十五条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合 イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比

率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間に  
おける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有して  
いる資産及び第二百四十七条の三第一項又は第二百四十七条の  
四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取  
引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額  
が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十  
パーセントに相当する額未満であること。

口 （略）

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・  
リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満  
たす場合

イ・ロ （略）

ハ 直近の算出基準日において第二条各号の算式にマーケット・  
リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（普通出資等 Tier 1 資本の額）

第五条 第二条第一号の算式において、普通出資等 Tier 1 資本に  
係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額（剩余金の配当  
の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）  
二 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額  
三 普通出資等 Tier 1 資本に係る調整後少數株主持分の額

率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間に  
おける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有して  
いる資産を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大  
きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十  
パーセントに相当する額未満であること。

口 （略）

ハ 直近の算出基準日において第二条の算式にマーケット・リス  
ク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満  
たす場合

イ・ロ （略）

ハ 直近の算出基準日において第二条の算式にマーケット・リス  
ク相当額に係る額を算入していないこと。

（基本的項目）

第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積  
的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（  
剩余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四  
号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（  
連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有  
価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差

第二条第一号の算式において、普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であつて持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下同じ。）が適用される者に係る差額（連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額に相当するものをいう。）をいう。第十条第二項第一号において同じ。）を含む。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービス・ラ

イツに係るものに除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものに除く。）の額

ハ 繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額

二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・ジャーノの期待損失額（第一百二十七条に規定する期待損失額をいう。

額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除了したものとする。

一 営業権に相当する額

二 連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限る。）

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（前二号に該当するものを除く。第十条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十条において同じ。）

四 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。第十条において同じ。）

五 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

六	農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・リテールの合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
五	ホルダード引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
四	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
三	ヘッジ取引による自己資本に相当する額
二	負債の時価評価（農林中央金庫又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額
一	ト  前払年金費用の額 二  自己保有普通出資の額
3	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額
4	少数出資金融機関等の普通出資の額
5	特定項目に係る十五パーセント基準超過額
六	特定項目に係る十五パーセント基準超過額
七	その他Tier 1 資本不足額

六	農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・リテールの合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
五	人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・リテールの期待損失額（第百二十七条に定める期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額）
四	あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（専ら農林中央金庫の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。
三	海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。 一  残余財産の分配について、農林中央金庫の会員が法に基づいて払込みを行つた出資と同等の劣後的内容を有するものであること 二  残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
二	前項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行される

、償還されるものでないこと。

四| 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて  
おらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五| 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えた  
範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金  
額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限  
度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の  
配当について上限額が定められていないこと。

六| 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定するこ  
とができる、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの  
でないこと。

七| 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容  
を有するものでないこと。

八| 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当  
該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九| 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続、特別清算  
手続又は承認援助手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が  
債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもつて完済す  
ることができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判  
断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでない  
こと。

十| 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として

ものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことがで  
きるものについて同項の適用があるものとする。

一| 当該償還を行った後において農林中央金庫が十分な自己資本比  
率を維持することができると見込まれるとき。

二| 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

5| 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗  
せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過  
大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行  
う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする  
。|

6| 第一項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十  
八号に規定するものをいう（以下この章において同じ。）。

計上されるものであること。

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これららの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(その他Tier 1資本の額)

第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る

基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他Tier 1資本調達手段に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 その他Tier 1資本調達手段に係る負債の額

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げる

ものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超

三	特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額
四	その他 Tier 1 資本に係る調整後少數株主持分等の額
2	第二条第二号の算式において、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一	自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額
二	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額
三	少數出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額
四	その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額
五	Tier 2 資本不足額
3	第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら農林中央金庫の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。
一	当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他 Tier 1 資本調達手段に該当すること。
二	当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等（令第八条第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である農林中央金庫が即時かつ無制限に利用可能であること。
三	前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他 Tier 1 資本調達手段に該当すること。

一	その他有価証券（第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。
二	控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十五回に相当する額

四 当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫がその総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「その他 Tier 1 資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内

容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 債還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行う

二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パー

セントに相当する額。

三 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法を採用した場合においては第百二十八条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十八条において同じ。）

ロ 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額

が事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものと。

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

二 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五 期限付優先出資及び期限付優先株

二 利払いの義務の延期が認められるものであること。

六 期限付優先出資及び期限付優先株

一 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期

ことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の確認を受けるものとなつていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行つてないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

## 六

発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七| 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者

限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である農林中央金庫の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一| 当該償還等を行つた後において農林中央金庫が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二| 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3| 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である農林中央金庫が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

の債務不履行とならないこと。

ハ 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかつた資金を発行者が完全に利用可能であること。

二 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行つた場合における発行者に対する一切の制約（普通出資に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。

九 剰余金の配当額又は利息の支払額が発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一 負債性資本調達手段である場合には、第二条第一号の算式における連結普通出資等Tier 1比率が一定の水準を下回つたときに連結普通出資等Tier 1比率が当該水準を上回るために必要な額の元本の削減若しくは普通出資への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。

十二 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関しても有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、發行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 第二条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る調整項目の額がその他Tier 1資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Tier 1資本の額は、零とする。

(Tier 2資本の額)

(準補完的項目)

第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本

第七条 第二条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額及びオペレーション

調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 Tier 2 資本調達手段に係る負債の額

三 特別目的会社等の発行する Tier 2 資本調達手段の額

四 Tier 2 資本に係る調整後少數株主持分等の額

五 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合においては第百二十八条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセツトの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条において同じ。）の額（

当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額（農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合においては、第一百二十九条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合には、当該乗じて得た額とする。）

ナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合には、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第三章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第十一条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二条の信用リスク・アセツトの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。

三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。

四 農林中央金庫が当該劣後債務の元利払いを行つた後においても自己資本比率が八パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。

農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポート及びリテール向けエクスポートの期待損失額の合計額を上回る場合における

当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十九条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2|

第一条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一|自己保有Tier 2資本調達手段の額

二|意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額

三|少數出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額

四|その他金融機関等のTier 2資本調達手段の額

第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。

- 一|当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段（前条第四項に規定するその他Tier 1資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はTier 2資本調達手段に該当すること。
- 二|当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫が即時かつ無制限に利用可能であること。
- 三|前号の発行代り金を利用するため発行される資本調達手段が

その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段に該当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

第一項及び前項の「Tier 2 資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他 Tier 1 資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ・ダウントラップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ

いてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の確認を受けるものとなつていること。

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行つていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。

七 剰余金の配当額又は利息の支払額が発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又

は間接に融通されたものでないこと。

九 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するためには前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額がTier 2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tier 2資本の額は、零とする。

(調整後少數株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier 1資本に係る調整後少數株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（

(控除項目)

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められ

特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち、次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等 Tier 1 資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。口において同じ。）に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に

る場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなつた同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条及び第二十条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。）の額

二 農林中央金庫又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額

イ 金融子会社であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

ロ 農林中央金庫が法第七十二条第一項第一号から第七号までに掲げる会社、同項第八号に掲げる会社（金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）を営む会社に限る。）又は同条第一項第十号に掲げる会社（以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 農林中央金庫が金融業務を営む会社を関連法人等（令第八条第三項に規定する関連法人等をいう。）としている場合におけ

関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

る当該関連法人等（次条において「金融業務を営む関連法人等」という。）

二 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他のTier 1資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号及び次号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

以下この号において同じ。）のうち、次に掲げる額のいずれか少ない額にTier 1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当す

二 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他のTier 1資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号及び次号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

以下この号において同じ。）のうち、次に掲げる額のいずれか少ない額にTier 1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体Tier 1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

三 第五十六条の五第二項第二号、第一百二条及び第一百五十四条の二第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

五 第百四十三条第一項第二号に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額

六 第二百二十四条（第一百四条、第一百十三条第一項及び第二百七十九条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとつて次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している農林中央金庫の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段

自己資本比率の算出の際の額

る額とする。口において同じ。)に八・五パーセントを乗じて得た額

口 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。)に八・五パーセントを乗じて得た額

三

前条第一項第四号に掲げるTier 2資本に係る調整後少數株主持分等の額は、連結子法人等の少數株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 2資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額(第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。)の合計額をいい、当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。)のうち、当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に少數株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち、次に掲げる額のいづれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少數株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を單体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から第五条第一項第三号及び第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 第六条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの

第六条第一項第一号から第四号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額

二 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの

次に掲げるものの合計額

イ 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額

ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの

次に掲げるものの合計額

イ 短期劣後債務のうち、準備的項目に算入されないものの額

ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

イ| 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結

子法人等が農林中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に十・五パーセントを乗じて

得た額

ロ| 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に十・五パーセントを乗じて得た額

前項第二号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の額を、同号のその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一| 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1 資本調達手段に該当するものであること。

二| 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三| 前号の発行代り金を利用するためには発行される資本調達手段がその他Tier 1 資本調達手段に該当するものであること。

四| 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

3| 第一項第三号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは

、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段（前項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額を、第一項第三号のTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するためには発行される資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。

四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資の額は、農林中央金庫又は連結子法人等が農林中央金庫又は連結子法人等の資本調達手段（自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第八条第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に

保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通出資に該当するものの額とする。

二 第六条第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier1資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier1資本調

本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5| 前項各号に定める額を算出する場合において、農林中央金庫又は連結子法人等が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するシヨート・ポジションを相殺することができる。

6| 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、農林中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として當む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金

融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通出資(みなし普通出資(普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。)をいう。)を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号において同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(農林中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当する)と認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通出資に該当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1

資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（農林中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十項において同じ。）の対象資本調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第二号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少

数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に該当するもの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2 資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。）の対象資本調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められ

る場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他

Tier 1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ 農林中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社(イに掲げる者を除く。)

ハ 農林中央金庫が法第七十二条第一項第一号から第七号までに掲げる会社、同項第八号に掲げる会社(金融関連業務(同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。)を営む会社に限る。)又は同条第一項第十号に掲げる会社(以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

二 農林中央金庫が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等(次条において「金融業務を営む関連法人等」という。)(イに掲げる者を除く。)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう

ちT i e r 2資本調達手段に該当するものの額とする。

第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項

- 第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を掲除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額。
- 11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、農林中央金庫又は連結子法人等が少數出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のシヨート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するシヨート・ポジションを相殺することができる。
- 12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第

十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなつた  
資本調達手段

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

第十九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号口に掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額  
二 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金

13|

負債の額のうち前号に定める額を控除した額

第五条第二項第七号及び第六条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第五条第二項第七号に掲げるその他Tier 1資本不足額は、第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る調整項目の額からその他Tier 1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。
- 二 第六条第二項第五号に掲げるTier 2資本不足額は、第二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額からTier 2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができます。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかるわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号ハに係る部分に限る。）にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができます。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかるわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持

わらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の有する他の法人等の議決権が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

### 三 （略）

四 農林中央金庫がその当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するもの（以下「契約等」という。）がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

分法をいう。）を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の有する他の法人等の議決権が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

### 三 （略）

四 当該組合が当該組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。

2) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法を採用した場合にあっては、その他資産（第一百五十五条第二項に規定する資産をいう。第二十一条第二項第一号及び第一百二十九条第一号において同じ。）に対して計上されているものに限る。）

ロ 特定海外債権引当勘定

ハ 支払承諾見返勘定

ニ 派生商品取引に係る資産

ホ 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。

2) 農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額、企業

結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、のれんに相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法を採用した場合にあっては、その他資産（第一百五十五条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び第八条第一項に定める控除項目の額

のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額又は Tier 2 資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーク

ツト・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十七条の三第一項又は第二百四十七条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式にマークツト・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イからトまでに定めるもの並びに農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次に掲げるものの額については、信用リスク・アセットの額を算出することを

二 特定取引勘定を設けた場合において第二条の算式にマークツト・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条の算式にマークツト・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 農林中央金庫は、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを

ることを要しない。

一・二 (略)

(マークット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条各号の算式においてマークット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・

リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財產

（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から  
第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

二 特定取引勘定を設けていない場合 農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に

要しない。

一・二 (略)

(マークット・リスク相当額の合計額)

第十一条 第二条の算式においてマークット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・

リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財產

（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から  
第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

二 特定取引勘定を設けていない場合 農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に

係る資産及び負債以外の外國為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

係る資産及び負債以外の外國為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第十二条 第二条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第八章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額

一・二 （略）

2 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額

を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

#### 一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各

を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

#### 一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫にあつては標準的手法を含む。第二十四条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところによ

号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十一條に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

### 第三章 単体自己資本比率

#### (単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第五十六条第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 単体普通出資等Tier 1比率 次の算式により得られる比率について、四・五ペーセント以上とする。

普通出資等Tier 1資本の額（普通出資等Tier 1  
資本に係る基礎項目の額－普通出資等Tier 1資本に  
係る調整項目の額）

#### (算式)

第十四条 自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目  
－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

り控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十一條に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

### 第三章 単体自己資本比率

#### (単体自己資本比率の計算方法)

第十四条 国際統一基準のうち法第五十六条第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 単体普通出資等Tier 1比率 次の算式により得られる比率について、四・五ペーセント以上とする。

普通出資等Tier 1資本の額（普通出資等Tier 1  
資本に係る基礎項目の額－普通出資等Tier 1資本に  
係る調整項目の額）

#### (算式)

第十四条 自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目  
－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

11 単体T i e r 1比率 次の算式により得られる比率について、  
ノーナップする。

T i e r 1 資本の額（普通出資等T i e r 1 資本の額+  
その他T i e r 1 資本の額（その他T i e r 1 資本に係  
る基礎項目の額-その他T i e r 1 資本に係る調整項目  
の額））

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

11 単体総自己資本比率 次の算式により得られる比率について、  
ノーナップする。

総自己資本の額（T i e r 1 資本の額+T i e r 2 資本  
の額（T i e r 2 資本に係る基礎項目の額-T i e r 2  
資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額+マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額+オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(算出の方法等)

第十五条 単体自己資本比率は、農林中央金庫の財務諸表に基づき算

(算出の方法等)

第十五条 単体自己資本比率は、農林中央金庫の財務諸表に基づき算

出するものとする。この場合において、農林中央金庫の財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、農林中央金庫が特別目的会社等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下この章において同じ。）を有する場合においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

（マークット・リスク相当額不算入の特例）

第十六条 農林中央金庫が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす場合には、第十四条各号の算式にマークット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一 特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ （略）

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマークット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ （略）

ハ 直近の算出基準日において第十四条各号の算式にマークット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

出するものとする。この場合において、農林中央金庫の財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、農林中央金庫が海外特別目的会社を有する場合においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出るものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第二章に準ずることとする。

（マークット・リスク相当額不算入の特例）

第十六条 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、第十四条の算式にマークット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマークット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 特定取引勘定を設けた場合 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ・ロ （略）

ハ 直近の算出基準日において第十四条の算式にマークット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ・ロ （略）

ハ 直近の算出基準日において第十四条の算式にマークット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(普通出資等Tier 1資本の額)

(基本的項目)

第十七条 第十四条第一号の算式において、普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 普通出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）
- 二 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

二 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

二 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

二 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

一 調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

（2） 繰延税金資産（のれん及びモーゲージ・サービス・ラ

イツに係るもの）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額

ハ 繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に

規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差

額が前項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されてい

る場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く

。）の額

二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業

法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャ

ーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一 営業権に相当する額

二 企業結合により計上される無形固定資産（前号に該当するものを除く。第二十一条において同じ。）に相当する額

三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

四 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2| 二 ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等及び発行済株式等の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額

控除した額

ホ| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ| 負債の時価評価（農林中央金庫の信用リスクの変動に基づく

ものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に

算入される額

ト| 前払年金費用の額

二| 自己保有普通出資の額

三| 意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額

四| 少数出資金融機関等の普通出資の額

五| 特定項目に係る十パーセント基準超過額

六| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七| その他Tier 1資本不足額

3| 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資

をいう。

一| 残余財産の分配について、農林中央金庫の会員が法に基づいて

払込みを行つた出資と同等の劣後的内容を有するものであること。

二| 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手

段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の数その

他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三| 債還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き

、償還されるものないこと。

四| 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて

の十五パーセントを限度とする。

3| 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入

は、発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4| 前項の優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持

分について基本的項目に算入できる。

一| 非累積的永久優先出資であること。

二| 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三| 発行代り金が農林中央金庫に即時かつ無制限に利用可能であり

、業務を継続しながら農林中央金庫内の損失の補てんに充当され

るものであること。

5| 第三項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行

後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて前項の適用があるものとする。

一| 当該償還を行つた後において農林中央金庫が十分な自己資本比

率を維持することができると見込まれるとき。

二| 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

6| 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗

せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、第四項の適用はないものとす

おらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五| 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六| 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七| 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八| 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九| 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十| 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。

十一| 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二| 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行

7| 第一項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十  
二項に規定するものをいう（以下この章において同じ。）。

る。

者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これららの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

#### (その他 Tier 1 資本の額)

第十八条 第十四条第二号の算式において、その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他 Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 その他 Tier 1 資本調達手段に係る負債の額

三 特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額  
2 第十四条第二号の算式において、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額  
二 意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本

#### (補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母（内部格付手法を採用した場合にあつては、第一百二十九条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して

### 調達手段の額

- 三 少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額  
四 その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額  
五 Tier 2 資本不足額

- 3 第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。
- 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他 Tier 1 資本調達手段に該当するものであること。
- 二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫が即時かつ無制限に利用可能であること。
- 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他 Tier 1 資本調達手段に該当するものであること。
- 四 当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有すること。
- 4 第一項及び前項の「その他 Tier 1 資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- 二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対しても劣後的の形で

得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第二百二十九条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号に掲げる期限付劣後債務及び第六号に掲げる期限付優先出資（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

- 一 その他有価証券（第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十五パーセントに相当する額。
- 二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額。
- 三 次に掲げるものの合計額
- イ 一般貸倒引当金
- ロ 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート

容を有するものであること。

三| 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者

と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他法的又は經濟的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四| 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る

特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五| 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的

に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五

年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行う

ことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ| 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の確認を受けるものとなつていること。

ロ| 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行つていないこと。

ハ| その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)| 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等

一| ジャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

四| 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものと。

イ| 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ| 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ| 業務を継続しながら農林中央金庫内の損失の補てんに充当されるものであること。

二| 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五| 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

六| 期限付優先出資

2| 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である農林中央金庫の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一| 当該償還等を行った後において農林中央金庫が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二| 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3| 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・

以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) | 債還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六| 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七| 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができる。

ロ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定する事が発行者の債務不履行とならないこと。

ハ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかつた資金を発行者が完全に利用可能である。

二| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行つた場合における発行者に対する一切の制約（普通出資に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八| 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。

九| 剰余金の配当額又は利息の支払額が発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステンプ金庫が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

十| 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうか  
を| 判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるもので  
な| ないこと。

十一| 負債性資本調達手段である場合には、第十四条第一号の算式  
に| における単体普通出資等Tier 1比率が一定の水準を下回った  
と| きに単体普通出資等Tier 1比率が当該水準を上回るために  
必| 要な額の元本の削減等が行われる特約その他これに類する特約  
が| 定められていること。

十二| 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により  
取| 得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接  
又| は間接に融通されたものでないこと。

十三| ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関し  
て| 有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の  
發| 行者との資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四| 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、發  
行| 代り金を利用するためには発行される資本調達手段が前各号及び  
次| 号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の發  
行者| が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること<sup>⑨</sup>

十五| 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類  
す| る措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる  
場| 合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められ  
るときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められているこ

と。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 | 第十四条第二号の算式において、その他Tier 1 資本に係る調整項目の額がその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Tier 1 資本の額は、零とする。

(Tier 2 資本の額)

第十九条 第十四条第三号の算式において、Tier 2 資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 Tier 2 資本調達手段に係る負債の額

三 特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額

四 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十四条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（農林中央金庫が内部格付

(準補完的項目)

第十九条 第十四条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十五パーセントに相当する額、第二十二条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さな額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第十四条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合には、算入しないものとする。

手法を採用した場合にあつては、第百二十九条第二号に掲げる額とする。)に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。)

口 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額(当該額が第百二十九条第一号に定める額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。)

2 第十四条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 自己保有Tier 2資本調達手段の額
- 二 意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額
- 三 少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額
- 四 その他金融機関等のTier 2資本調達手段の額

3 第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの(前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)の額とする。

- 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段(前条第四項に規定するその他Tier 1資本調

達手段をいう。以下この章において同じ。）又はTier 2 資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するためには、発行される資本調達手段がその他Tier 1 資本調達手段又はTier 2 資本調達手段に該当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「Tier 2 資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier 1 資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 債還期限が定められている場合には、発行時から債還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特

約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 債還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目

的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行なうことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 債還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の確認を受けるものとなつていること。

ロ 債還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行つていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 債還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 債還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。

七| 剰余金の配当額又は利息の支払額が発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八| 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

九| 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するためには発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十| 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

第十四条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額がTier 2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tier 2資本の額は、零とする。

(調整項目の額の算出方法)

(控除項目)

第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号、前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資の額は、農林中央金庫が農林中央金庫の資本調達手段（自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに次条第二項第一号において「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通出資に該当するものの額とする。

二 第十八条第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier 2 資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier 2 資本調達手段に該当するものの額とする。

四 第一百四十三条第一項第二号に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額

五 第二百二十四条（第一百四条、第一百十三条第一項及び第二百七十九条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 前項各号に定める額を算出する場合において、農林中央金庫が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

二 第五十六条の五第二項第二号、第一百二条及び第一百五十四条の二第二項第二号の規定により控除されることとなる額

三 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

四 第一百四十三条第一項第二号に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額

五 第二百二十四条（第一百四条、第一百十三条第一項及び第二百七十九条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとつて次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している農林中央金庫の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、農林中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（普通出資（みなし普通出資（普通出資、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）をいう。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫の普通出資、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合（農林中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 第十八条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第十八条第一項第一号から第四号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 第十八条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	二 第十八条第一項第五号及び第六号に掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの	<p>三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p> <p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号

において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に該当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 2資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「

少數出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少數出資に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少數出資に係る普通出資保有割合（少數出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額を少數出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少數出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少數出資調整対象額に少數出資に係るその他Tier 1 資本保有割合（少數出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に該当するものの額を少數出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少數出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額は、少數出資調整対象額に少數出資に係るTier 2 資本保有割合（少數出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2 資本調達手段に該当するものの額を少數出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合を乗じて得た額とする。

5 | 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等又はこれに準ずる外国の者をいう。）の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他 Tier 1 資本調達手段に該当するものの額とする。
- 二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち Tier 2 資本調達手段に該当するものの額とする。
- 6 | 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- 二 無形固定資産（モーゲージ・サービスシング・ライツに係るもの

に限る。) の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 繼延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。)

第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額 (特定項目に係る十パーセント基準対象額 (特定項目 (その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するもの、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。) 及び繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。) をいう。以下この号において同じ。) の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。) から特定項目に係る十五パーセント基準額 (同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。) を控除した額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) をいう。次号及び第三号において同じ。) に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対

象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 | 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前

項第一号に掲げる額を算出する場合において、農林中央金庫が少數出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 | 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第

七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなつた

資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10| 第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号口に掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

11| 第十七条第二項第七号及び第十八条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるとところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第七号に掲げるその他Tier1資本不足額は、第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額からその他Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

二 第十八条第二項第五号に掲げるTier2資本不足額は、第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額からTier2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零

を下回る場合にあつては、零とする。)とする。

(信用リスク・アセツトの額の合計額)

第二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセツトの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあつては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあつては第一百二十九条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセツトの額を算出することを要しない。

一 第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ 特定海外債権引当勘定

ハ 支払承諾見返勘定

ニ 派生商品取引に係る資産

ホ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通出資等Tie

(信用リスク・アセツトの額の合計額)

第二十一条 第十四条の算式において信用リスク・アセツトの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあつては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあつては第一百二十九条に定めるものをいう。

2 農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセツトの額を算出することを要しない。

一 第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権に相当する額、企業結合により計上される無形

固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法を採用した場合にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額

**r<sub>1</sub>**資本に係る調整項目の額、その他**Tier 1**資本に係る調整項目の額又は**Tier 2**資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

**ト** 第十七条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

**二** 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマークエット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの及び特定取引勘定の資産

**三** 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式にマークエット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イからトまでに定めるもの及び農林中央金庫における特定取引等に係る資産

**四** (略)

**3** 第一項の規定にかかわらず、清算機関等に対するエクスポート・ジャーナーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

**一・二** (略)

(マークエット・リスク相当額の合計額)

**第二十二条 第十四条各号の算式**においてマークエット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む

**二** 特定取引勘定を設けた場合において第十四条の算式にマークエット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

**三** 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条の算式にマークエット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び農林中央金庫における特定取引等に係る資産

**四** (略)

**3** 農林中央金庫は、清算機関等に対するエクスポート・ジャーナーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

**一・二** (略)

(マークエット・リスク相当額の合計額)

**第二十二条 第十四条の算式**においてマークエット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む

含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

#### 一・二 （略）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

**第二十三条 第十四条各号の算式**においてオペレーショナル・リスク相当額は、第八章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

**第二十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。**

#### 一・二 （略）

2 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資

。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行いう部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をするものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

#### 一・二 （略）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

**第二十三条 第十四条の算式**においてオペレーショナル・リスク相当額は、第八章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

**第二十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（第二項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。**

#### 一・二 （略）

2 農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資

本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

#### 一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十九条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

#### 一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オ

ペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十九条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

(農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて得た額並びに第五十六条の五及び第二百二十三条から第二百二十九条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額の五及び第二百二十三条から第二百二十九条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

ペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて得た額並びに第五十六条の五及び第二百二十三条から第二百二十九条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、これに従う。

(第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャーのリスク  
・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポートージャー)

第四十二条 (略)

2 法人等向けエクスポートージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(重要な出資のエクスポートージャー)

第五十三条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあって

は、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この項及び次項において同じ

(第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャーのリスク  
・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポートージャー)

第四十二条 (略)

2 法人等向けエクスポートージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(新設)

。) を算出する場合にあつては第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この項及び次項において同じ。）を算出する場合にあつては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。) を除く。) に係る出資（令第七条第五項第三号に規定する出資をいう。) (次項及び第一百五十五条の二において「対象出資」という。) のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第一百五十五条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第一百五十五条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十五条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、单体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三号の算式に

おける総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第一百五十五条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポート・リージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート・リージャー）

第五十三条の三 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第八条第十項又は第二十条第七項に規定する特定項目をいう。第一百五十五条の三において同じ。）のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポート・リージャーのリスク・ウェイトは、二百五десятパーセントとする。

（与信相当額の算出）

第五十六条 （略）

2 (4) (略)

5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、この節における与信相当額の算出に当たつては、CVaの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、信用リスク・アセツトの額の算出において、与信相当額に

（新設）

（与信相当額の算出）

第五十六条 （略）

2 (4) (略)

（新設）

（新設）

についてCVAの影響を勘案することができる。

（期待エクスポートージャー方式）

第五十六条の四 （略）

2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に期待エクスポートージャー方式を用いるときは、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta t_k$ で加重平均した実効EPEを用いるものとする。

一～三 （略）

3 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項の与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した与信相当額又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した与信相当額のいずれか大きい額を用いなければならない。

4 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、第二項第一号に規定する $\alpha$ について、次に掲げる要件を満たしているときは、独自に推

（期待エクスポートージャー方式）

第五十六条の四 （略）

2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に期待エクスポートージャー方式を用いるときは、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta t_k$ で加重平均した実効EPEを用いるものとする。

一～三 （略）

（新設）

3 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項第一号に規定する $\alpha$ について、次に掲げる要件を満たしているときは、独自に推

推計することができる。ただし、推計した  $\alpha$  が一・二を下回るときは、 $\alpha$  は一・二とする。

一  $\alpha$  が、全ての取引相手方に対するエクスポートヤーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を EPE を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPE は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合は、EPE の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の  $\Delta_t^*$  で加重平均した EPE を用いるものとする。

（算式略）

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポートヤーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 （略）

5 | 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポートヤーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポートヤー計測モデル（期待エクスポートヤーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二

計することができる。ただし、推計した  $\alpha$  が一・二を下回るときは、 $\alpha$  は一・二とする。

一  $\alpha$  が、すべての取引相手方に対するエクスポートヤーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を EPE を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPE は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPE の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の  $\Delta_t^*$  で加重平均した EPE を用いるものとする。

（算式略）

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポートヤーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 （略）

4 | 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポートヤーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポートヤー計測モデル（期待エクスポートヤーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二

には、第一項第二号に規定する実効 $E_{E_{t_k}}$ に代えて、 $E_{E_{t_k}}$ を用いることにより同項第一号に規定する実効 $E_{PE}$ を計測する方法を用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとやれどこのマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、こずれか小さい額を第一項第二号に規定する実効 $E_{PE}$ とする方法を使用することができる。

一 ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効 $E_{PE}$ に当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額  
のうちこずれが大きい額を加えた額  
イ  $A_{\text{ドオン}} = E[\max(\Delta M_{tM}, 0)]$

$E[A]$ は、[]内の期待値

△  $M_{tM}$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セットについて五営業日、それ以外のすべてのネッティング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポート

項第二号に規定する実効 $E_{E_{t_k}}$ に代えて、 $E_{E_{t_k}}$ を用いることにより同項第一号に規定する実効 $E_{PE}$ を計測する方法を使用することができる。

5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、こずれか小さい額を第一項第二号に掲げる実効 $E_{PE}$ とする方法を使用することができる。

一  $\frac{\text{閾値}}{\text{担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポート}} \times \text{アドオン} + \text{アドオン} \times \text{日々の値洗いにより算出されたアドオンを加えた額}$

$A_{\text{ドオン}} = E[E_{t_{np}}] - E[E_{t_0}]$

$E[E_{t_{np}}]$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セットについて五営業日、それ以外のすべてのネッティング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポート

を勘案してはならない。

口 マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクスボージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じうる最大のエクスボージャーの額

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットディング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット 次のイからニまでに掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セット（口又はハに該当するものを除く。） 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットディング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット 二十営業日

二 イからハまでに掲げるネットディング・セット以外のネッティング・セット 十営業日  
N日<sup>1)</sup>との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・

(新設)

E E<sub>1)</sub>は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスボージャー

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の実効EPE

		セゾト $F + N - 1$
		Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間
8		前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、前項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セゾトについて、担保額調整（エクスポート・ジャーナル）と担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が二回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セゾトについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。
9		農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネッティング・セゾトを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポート・ジャーナルの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セゾトから除外しなければならない。
10		農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセゾトの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。
11		農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、マージン・アグリ

(新設)

(新設)

(新設)

メントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

(承認の基準)

第五十六条の四の三 農林水産大臣及び金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について第五十六条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポート管理部署は、適切なストレス・テスト（期待エクスポート計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動がクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポートの額と期待エクスポートの差異に関する分析を行うことをいう。）を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

二の二 期待エクスポート管理部署は、適切なバック・テスト（過去の期待エクスポート方式の適用対象となるエクスポート方式の額と期待エクスポート計測モデルから算出される期待エクスポートの比較の結果に基づき、期待エクスポート計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスポート計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポートの額と期待エクスポートの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

(承認の基準)

第五十六条の四の三 農林水産大臣及び金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について第五十六条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポート管理部署は、適切なバック・テスト（過去の期待エクスポート方式の適用対象となるエクスポート方式の額と期待エクスポート計測モデルから算出される期待エクスポートの比較の結果に基づき、期待エクスポート計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスポート計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポートの額と期待エクスポートの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手續を記載した書類を作成していること。

(新設)

スパートナーの額と期待エクスポート計測モデルから算出される期待エクスポートの比較の結果に基づき、期待エクスポート計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期的に実施し、その実施手続、検証手續及びリスク指標の算出手続を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポート計測モデルは、一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポートの額が増加するリスクをいう。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

### 三 (略)

四 期待エクスポート計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポート計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポート計測モデルの正確性が失われるそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

### イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、農林中央金庫のポートフォリオと期待エクスポート計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

### 三 (新設)

四 期待エクスポート計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポート計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポート計測モデルの正確性が失われるそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

### イ (略)

ロ 第二号に定めるバック・テスティングに加え、農林中央金庫のポートフォリオと期待エクスポート計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五〇十二 (略)

十二の二 適切な担保管理（担保の再利用に係るものと含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徵求、担保に係る

係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を取締役等に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十六条の四第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 農林中央金庫が債券等（第二百五十八条に規定する債券等をいう。）に係る個別リスクの算出に当たつて、第二百四十九条の承認を受けており、第二百四十七条の二第二項の規定により先進的リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出する場合には、第二百四十七条の四の規定により適切にCVAリスク相当額を算出する体制を整備していること。

ハ (略)

五〇十二 (新設)

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十六条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(新設)

（未決済取引）

第五十六条の五 (略)

（未決済取引）

第五十六条の五 (略)

2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つたときであつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた日から、反対取引

2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つたときであつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた日から、反対取引

の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第三十三条から第四十五条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とするものとする。

3 農林中央金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポート・ジャードの合計額が重要でないと認められる場合には、第三十三条から第四十五条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

#### 4 (略)

##### (標準的ボラティリティ調整率)

第七十一条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率

の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第三十三条から第四十五条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 農林中央金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポート・ジャードの合計額が重要でないと認められるときには、第三十三条から第四十五条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

#### 4 (略)

##### (標準的ボラティリティ調整率)

第七十一条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポート・ジャードと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有する

は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

と仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。  
）が十営業日のとき用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

2（略）

（ボラティリティ調整率の調整）

第七十七条（略）

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。）五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く

と仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。  
）が十営業日のとき用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

2（略）

（ボラティリティ調整率の調整）

第七十七条（略）

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間にによるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日

。) 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

二 営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日  
ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットディング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットディング・セット 二十営業日

(新設)

一の二 前号の規定にかかるわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十四条 (略)

2 (略)

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)  
第八十四条 (略)

2 (略)

(新設)

5 | 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項の規定にかかるわらず、第七十七条第二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十九条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

(免責額の扱い)

第一百二条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行なうことができるものであるときは、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、当該水準に相当する額について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百四条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にエクスボージ

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十九条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

(免責額の扱い)

第一百二条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行なうことができるものであるときは、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第一百四条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にエクスボージ

ヤーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(適用除外)

第一百二十五条 前二条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合の第百二十九条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合
- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合の第百二十九条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

ヤーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(適用除外)

第一百二十五条 前二条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合
- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が総自己資本の額に十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、総自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

(スロットティング・クライテリアの利用)

第一百二十六条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、第一百三十一条第四項及び第六項に基づきスロットティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第一百二十七条 事業法人等向けエクスポージャー（第一百三十一条第四項及び第六項の規定によりスロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第一百三十二条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したもの）を除く。）、リテール向けエクスposure（第一百三十二条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したもの）を除く。）及び第一百四十三条第九項に定めるPD/LGD

2 前二条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロットティング・クライテリアの利用)

第一百二十六条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、第一百三十一条第三項及び第五項に基づきスロットティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第一百二十七条 事業法人等向けエクスposure（第一百三十一条第三項及び第五項によりスロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第一百三十二条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したもの）を除く。）、リテール向けエクスposure（第一百三十二条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したもの）を除く。）及び第一百四十三条第九項に定めるPD/LGD 方式の

方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額は、当該エクスボージャーの PD、LGD 及び EAD を乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第百九十三条第六項に定める  $EL_{Default}$  に EA に EAD を乗じた額とする。

- 2 第百三十条第四項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスボージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従つて、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスボージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスボージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。
- (表略)
- 3 第百三十条第六項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスボージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 (6) (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額 )

適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額は、当該エクスボージャーの PD、LGD 及び EAD を乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第百九十三条第六項に定める  $EL_{Default}$  に EA D を乗じた額とする。

- 2 第百三十条第三項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスボージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従つて、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスボージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスボージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。
- (表略)

- 3 第百三十条第五項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスボージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。
- (表略)

4 (6) (略)

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額 )

第一百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

（一）農林中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスボーナー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百五十二条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第一百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額並びに第一百五十五条の二に規定する資本調達手段に係るエクスボージャー及び特定項目のうち第二条第一号又は第四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

（二）農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適用する部分につき、第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み

第一百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

（一）農林中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百五十二条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

（二）農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適用する部分につき、第二十五条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み

内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

替えるものとする。

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

(新設)

(事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額)

第一百三十条

(略)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、中堅中小企業向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

3 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、大規模規制金融機関等向けエクスボージャー（中堅中小企業向けエクスボージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・一二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4 (5) 7 (略)

8 第百十五条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第一百三十条」とあるのは「第一百三十条第七項の規定により読み替えて準用する第一百十三条」と、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「控除する

第一百三十条

(略)

(事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額)

(新設)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、中堅中小企業向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

3 (5) 6 (略)

7 第百十五条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「第一百十二条」とあるのは「第一百三十条第六項により読み替え後の第一百十三条」と、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と、「「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除する

るは「「控除することができる」」と、「信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元リバティが適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第一百三十一条 前条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセツトの額の算式、PD 及び LGD を適用することができる。

「ことができる」と、「信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元リバティとしてプロテクション提供者のリスク・ウエイトを適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスボージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第一百三十一条 前条の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、事業法人等向けエクスボージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法を採用した場合は、第九十九条各号に掲げるもの又は4—2以上の信用リスク区分に対応する PD に相当する PD が割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分

に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百三十二条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ～ハ (略)

四～九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセツトの額は、次条に定めるPD、第一百三十二条に定めるLGD、第一百三十四条に定めるEAD及び第一百三十五条に定めるマチュリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ

に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百三十二条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十一条に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律五百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ～ハ (略)

四～九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセツトの額は、次条に定めるPD、第一百三十二条に定めるLGD、第一百三十四条に定めるEAD及び第一百三十五条に定めるマチュリティ(M)（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダ

ブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率（KDD）は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率（K<sub>s</sub>）は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数（R）及びマチユリティ調整（b）は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一～三 （略）

四 相関係数（R）は、第一百三十条に定めるところによる。

4  
五 （略）

（マチユリティ）

第一百三十五条 （略）

2～7 （略）

8| 前各項の規定にかかわらず、第六章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりCVAリスク相当額を算出する場合において、

第二百四十九条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチユリティについて一年を上限とすることができる。

（株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額）

第一百四十三条 （略）

2～8 （略）

ブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率（KDD）は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率（K<sub>s</sub>）は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数（R）及びマチユリティ調整（b）は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一～三 （略）

四 相関係数（R）は、第一百三十条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定するところによる。

4  
五 （略）

（マチユリティ）

第一百三十五条 （略）

2～7 （略）

（新設）

（株式等エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額）

第一百四十三条 （略）

2～8 （略）

9 第一項第二号に掲げる「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスボージャーを事業法人等向けエクスボージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスボージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスボージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

13 (略)

(未決済取引)

第一百五十四条の二 (略)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、非同時決済取引に係るエクスボージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに

9 第一項第二号に定める「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスボージャーを事業法人等向けエクスボージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスボージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスボージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスボージャーの額を控除することができる。

13 (略)

(未決済取引)

第一百五十四条の二 (略)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、非同時決済取引に係るエクスボージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに

ろに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第百三十条又は第百三十八条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とするものとする。

3 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスボージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。  
一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。  
二 当該非同時決済取引の約定額に第三十三条から第四十五条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。  
三 非同時決済取引に係るエクスボージャーの合計額が重要でないと認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて

従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行つた日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をADとし、取引の相手方の種類に応じ、第百三十条又は第百二十九条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスボージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。  
一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。  
二 当該取引の約定額に第三十三条から第四十五条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。  
三 非同時決済取引に係るエクスボージャーの合計額が重要でないと認められる場合において、当該すべての非同時決済取引につい

、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 農林中央金庫が先進的内部格付手法を採用した場合は、前項第一号の場合において、第百三十三条第一項又は第百四十二条の規定にかかるわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポートの LGD を四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十五条 (略)

2 第百三十条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポートの額 (EAD) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポート)

第百五十五条の二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合については、第百三十条から前条までの規定にかかるわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以

て、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 農林中央金庫が先進的内部格付手法を採用した場合は、前項第一号の場合において、第百三十三条第一項又は第百四十二条の規定にかかるわらず、当該取引に係るエクスポートの LGD を四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十五条 (略)

2 第百三十条、第百三十六条から第百三十八条まで、第百四十二条、第百四十四条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポートの額 (EAD) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

第百五十五条の二 (新設)

農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合については、第百三十条から前条までの規定にかかるわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額(EAD)に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート(ヤー))

第百五十五条の三 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Tie 1資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額(EAD)に一百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十三条 (略)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、前項に掲げる格付を第百三十条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十五条 (略)

(新設)

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十三条 (略)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、前項に掲げる格付を第百三十条第三項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十五条 (略)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスボージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従つて債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーに対する格付の付与)

第一百六十九条 (略)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用している場合、事業法人等向けエクスボージャーの債務者に債務者格付を付与するときは、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、農林中央金庫が内部格付手法を採用している場合に当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、事業法人等向けエクスボージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスボージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従つて債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

3 (略)

(事業法人等向けエクスボージャーに対する格付の付与)

第一百六十九条 (略)

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用している場合、事業法人等向けエクスボージャーの債務者に債務者格付を付与するときは、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、農林中央金庫が内部格付手法を採用している場合に当該事業体等の親法人等(銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百十五条 内部格付手法を用いる農林中央金庫については、第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャー)

第二百二十四条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセツトの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセツト)

第二百二十五条 (略)

2 第四章第五節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第九十一条第一号中「エクスボージャー」とあるのは「原資産を構成

第二百十五条 内部格付手法を用いる農林中央金庫については、第二条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(証券化エクスボージャーの控除項目)

第二百二十四条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスボージャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセツト)

第二百二十五条 (略)

2 第四章第五節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第九十一条第一号中「エクスボージャー」とあるのは「原資産を構成

を構成するエクスポート・ジャマーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十九条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イヽハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に農林中央金庫による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項

ホ (略)  
三 (略)

3  
ホ (略)  
三 (略)

(標準的手法における証券化エクスポート・ジャマーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十六条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であつて、証券化エクスポート・ジャマーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポート・ジャマーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定

するエクスポート・ジャマーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十九条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イヽハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に農林中央金庫による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項

ホ (略)  
三 (略)

3  
ホ (略)  
三 (略)

(標準的手法における証券化エクスポート・ジャマーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十六条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であつて、証券化エクスポート・ジャマーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポート・ジャマーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定

めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポートを除く。）の場合 （パーセント）	
口 以外のとき。	（パーセント）	
証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポート）	千二百五十	二百二十五
再証券化エクスポートージャーの場合	百	百
再証券化エクスポートージャー	六十	四十

信用リスク区分	証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポートを除く。）の場合 （パーセント）	
口 以外のとき。	（パーセント）	
証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポート）	自己資本控除	二百二十五
再証券化エクスポートージャーの場合	百	百
再証券化エクスポートージャー	六十	四十

信用リスク区分 証券化エクスポート ー（再証券化エクスポート ー（ジヤーを除く。）の 場合 （パー セント）	6—5	6—4	6—3	6—2	6—1	6—1	6—1
再証券化エクスポート ーの場合 （パー セント）	千二百五十	三百五十	百	五十	二十	四十	一 ジ ヤ ー を 除 く。 の （ パー <sup>セ</sup> ン ト ）

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分 証券化エクスポート ー（再証券化エクスポート ー（ジヤーを除く。）の 場合 （パー セント）	6—5	6—4	6—3	6—2	6—1	6—1	6—1
再証券化エクスポート ーの場合 （パー セント）	自己資本控除	三百五十	百	五十	二十	四十	一 ジ ヤ ー を 除 く。 の （ パー <sup>セ</sup> ン ト ）

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7—1	二十		
7—2	五十		
7—3	百		
7—4	千二百五十	一百二十五	百

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五десятペーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一（略）

3（7）（略）

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスposureーjayaーについて、千二百五десятペーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスposureーjayaーの原資産を構成する個別の資産に対するリスク・ウェイトのうち最も高いものと百ペーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二（略）

9（略）

7—1	二十		
7—2	五十		
7—3	百		
7—4	自己資本控除	一百二十五	百

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクspoージャーが無格付の場合は、当該証券化エクspoージャーは自己資本控除とする。

一（略）

3（7）（略）

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスposureーjayaーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスposureーjayaーの原資産を構成する個別の資産に対するリスク・ウェイトのうち最も高いものと百ペーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二（略）

9（略）

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十八条 (略)

2 第四章第五節の規定は、証券化エクスボージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスボージャーに対して提供されている場合、エクスボージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスボージャーのものとする。」と、第九十九条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセツトの計算手法)

第二百三十二条 (略)

2~4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスボージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセツトを算出することができない場合は、当該証券化エクスボージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十八条 (略)

2 第四章第五節は、証券化エクスボージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十一条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスボージャーに対して提供されている場合、エクスボージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスボージャーのものとする。」と、第九十九条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセツトの計算手法)

第二百三十二条 (略)

2~4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスボージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセツトを算出することができない場合は、当該証券化エクスボージャーは、自己資本控除とする。

するものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に外部格付準拠方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

分 信 用 リ ス ク 区		証券化エクスボージャー（再 証券化エクスボージャーを除 く。）の場合
Ｚが六以 上であり 、かつ、 当該証券 化エクス ボージヤ ーが最優 一が最優	Ｚが六以 上の場合 (ペーセ ント)	
Ｚが六未 満の場合 (ペーセ ント)	当該再証券化 エクスボージ ヤーが最優先 一が最優先	再証券化エクスボージャー の場合
内部評価方式 による場合を による場合を	内部評価方式 による場合を による場合を	内部評価方式 による場合を による場合を

(外部格付準拠方式)

第二百三十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に外部格付準拠方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

分 信 用 リ ス ク 区		証券化エクスボージャー（再 証券化エクスボージャーを除 く。）の場合
Ｚが六以 上であり 、かつ、 当該証券 化エクス ボージヤ ーが最優 一が最優	Ｚが六以 上の場合 (ペーセ ント)	
Ｚが六未 満の場合 (ペーセ ント)	当該再証券化 エクスボージ ヤーが最優先 一が最優先	再証券化エクスボージャー の場合
内部評価方式 による場合を による場合を	内部評価方式 による場合を による場合を	内部評価方式 による場合を による場合を

$\frac{8}{6}$	$\frac{8}{5}$	$\frac{8}{4}$	$\frac{8}{3}$	$\frac{8}{2}$	$\frac{8}{1}$	（内部評価方式による場合）である場合（パーセント）	（内部評価方式による場合）を含む。）である場合（パーセント）	（内部評価方式による場合）を含む。）である場合（パーセント）	（内部評価方式による場合）を含む。）である場合（パーセント）
三十五	二十	十二	十	八	七	ント	（パーセント）	（パーセント）	（パーセント）
五十	三十五	二十	十八	十五	十二				
	三十五	三十	三十五	二十五	二十				
百	六十	四十	三十五	二十五	二十				
百五十	百	六十五	五十	四十	三十				

$\frac{8}{6}$	$\frac{8}{5}$	$\frac{8}{4}$	$\frac{8}{3}$	$\frac{8}{2}$	$\frac{8}{1}$	（内部評価方式による場合）である場合（パーセント）	（内部評価方式による場合）を含む。）である場合（パーセント）	（内部評価方式による場合）を含む。）である場合（パーセント）	（内部評価方式による場合）を含む。）である場合（パーセント）
三十五	二十	十二	十	八	七	ント	（パーセント）	（パーセント）	（パーセント）
五十	三十五	二十	十八	十五	十二				
	三十五	三十	三十五	二十五	二十				
百	六十	四十	三十五	二十五	二十				
百五十	百	六十五	五十	四十	三十				

分 く。 ）の場合	信用リ スク区 証券化エクスポートージャー（再 証券化エクスポートージャーを除 く。）の場合	8—12	8—11	8—10	8—9	8—8	8—7
	再証券化エクスポートージャー の場合		六百五十 千二百五十	四百二十五	二百五十	百	六十 七十五
			七百五十	五百	三百	二百	百五十
			八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五

（注） Nとは、第二百三十八条第一項又は第三項に定めるエクスポートージャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百七十九条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

分 く。 ）の場合	信用リ スク区 証券化エクスポートージャー（再 証券化エクスポートージャーを除 く。）の場合	8—12	8—11	8—10	8—9	8—8	8—7
	再証券化エクスポートージャー の場合		六百五十 自己資本控除	四百二十五	二百五十	百	六十 七十五
			七百五十	五百	三百	二百	百五十
			八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五

7 2	7 1	
十二	七	（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
二十	十二	
三十五	二十	
四十	二十	（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
六十五	三十	（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）

7 2	7 1	
十二	七	（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
二十	十二	
三十五	二十	
四十	二十	（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
六十五	三十	（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）

7 — 4	六 十	七 十五	百 五十	二 百 二 十五
	千 二 百 五 十			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポートージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百三十四条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポートージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポートージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができます。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)  
第二百四十三条 (略)

7 — 4	六 十	七 十五	百 五十	二 百 二 十五
	自 己 資 本 控 除			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポートージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百三十四条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポートージャーは自己資本控除とする。

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポートージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができます。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)  
第二百四十三条 (略)

2 第二百三十四条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五десятのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対し標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセツトの額とすることができる。

## 第六章の二 CVAリスク

### 第一節 算出方法

(新設)

#### (CVAリスク相当額の算出)

(新設)

第二百四十七条の二 農林中央金庫は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が債券等(第二百五十八条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百四十九条の承認を受けており、かつ

2 第二百三十四条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセツトの額とすることができる。

、第五十六条の四第一項（第一百三十四条第五項又は第一百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

## 第二節 標準的リスク測定方式

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十七条の二 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(Ｋ)に十一・五を乗じて得た額とする。

### 【算式①を挿入】

$h$  は、保有期間（ただし、 $h$  の値は一とする。）

$w_i$  は、取引相手方 $i$ に係る掛目

$M$  は、第一百三十五条第一項に規定する実効マチュリティであつて取引相手方 $i$ に係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

$EAD_i^{total}$  は、取引相手方 $i$ に係るネットティング・セットの与信相当額  
の割引現在価値

$M_i^{edge}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方 $i$ に

(新設)

(新設)

係る取引のマチャリティ

$B_i$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方に係る取引の想定元本額の割引現在価値

$w_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

$M_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチャリティ

$B_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

前項の  $w_i$  は、適格格化機関による取引相手方に係る格付に対応する信用リスク区分（第二十二條第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）と同じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1—1	1—2	1—3	1—4	1—5	1—6
$w_{HAT \cdot w_i}$	○・七	○・八	一・〇	一・〇	一・〇	十・〇
(%—ヤハニ)						

3 第一項の  $w_{ind}$  は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・リバティイブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

第一項の  $EAD_{\text{real}}$  は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットティング・セジット等に算出した額

一 カレント・エクスポート・ジャーワイ方式を用いる場合 第四章第五節

第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポート・ジャーワイの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十六条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスポート・ジャーワイ方式を用いる場合 第五十六条の四第二項に規定する与信相当額

5 | 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - EXP(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_x)$$

$M$  は、対応する  $M$ 、 $M_{\text{degree}}$  又は  $M_{\text{real}}$

6 | 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

- 一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ
- 二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ
- 三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四 インデュクス・クレジット・デフォルト・スワップ

第三節 先進的リスク測定方式

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十七条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百四十九条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げるものの合計額に十二・五を乗じて得た額とする。

一 算出基準日のCVAバリュー・アツト・リスク（クレジット・スペレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるCVAのバリュー・アツト・リスクをいう。以下この節において同じ。）

二 算出基準日のCVAストレス・バリュー・アツト・リスク（クレジット・スペレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュー・アツト・リスクをいう。以下この節において同じ。）

三 CVAバリュー・アツト・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。

CVAストレス・バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。

(新設)

(新設)

4	CVAペリュー・アシト・リスク及びCVAストラス・ペリュー ・アシト・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。
	ポジションの時価を再計算するによりマーケシト・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られる値を用いてCVAペリュー・アシト・リスク及びCVAストラス・ペリュー・アシト・リスクを算出する方法
	【算式②を挿入】
	$LGD_{MKT}$ は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方の $LGD$ (以下この節において同じ。)
	$t_i$ は、現時点から $EE_i$ を $i$ 回目に再評価するまでの期間 (以下この節において同じ。)
	$t_r$ は、取引相手方とのネットディング・セットにおける最長の契約満期 (以下この節において同じ。)
	$s_i$ は、期間 $t_i$ に対応する取引相手方のクレジット・スプレッド (以下この節において同じ。)
	$D_i$ は、期間 $t_i$ に対応するディスカウント・ファクター (期間 $t_i$ が経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、 $D_0$ の値は一とする。以下この節において同じ。)
	$EE_i$ は、期間 $t_i$ における取引相手方に対する期待エクスポージャー (以下この節において同じ。)

二 特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する

感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュー・アツト・リスク及びCVAストレス・バリュー・アツト・リスクを算出する方法

【算式③を挿入】

三 パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュー・アツト・リスク及びCVAストレス・バリュー・アツト・リスクを算出する方法

【算式④を挿入】

5| 前項の規定にかかわらず、第五十六条の四第六項（第一百三十四条

第五項又は第一百四十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネットディング・セットにおける最も長いマチユリティの一に相当する期間又は当該ネットディング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチユリティのいづれか大きい期間を<sup>6</sup>とし、当該ネットディング・セットの累効EPEをEE<sub>i</sub>としなければならない。

6| CVAバリュー・アツト・リスク及びCVAストレス・バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取

引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7 前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるCVAリスクに対するヘッジ効果を反映させる場合には、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベーシス・リスクを反映させなければならない。ただし、CVAリスク相当額の算出に当たつて、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

(適用除外)

第二百四十七条の五 前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るCVAリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2 カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(新設)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第一百五十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〇九 (略)

十 第二条第三号及び第十四条第二号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第二百六十九条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとする。また、連結子会社及び主たる事務所以外の事務所については、内部管理上保有することができる。ただし、ニについては、リスク管理上必要ないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる。

イ ホ (略)

二 (略)

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第一百五十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〇九 (略)

十 第二条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第二百六十九条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次のイからホまでの項目を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとする。また、連結子会社及び主たる事務所以外の事務所については、内部管理上保有することができる。ただし、ニについては、リスク管理上必要ないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる。

イ ホ (略)

二 (略)

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出

する。

イ 前号で得られた全ての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ (略)

(標準的手法を採用している場合における証券化エクスポートの個別リスク)

第二百七十九条の二 前三節の規定にかかわらず、農林中央金庫が標準的手法を採用している場合であつて、証券化エクスポートの個別リスクの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化エクスポートの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポート
場合	（再証券化エクスポートの場合） （パーセント）
（パーセント）	再証券化エクスポート

する。

イ 前号で得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ (略)

(標準的手法を採用している場合における証券化エクスポートの個別リスク)

第二百七十九条の二 前三節の規定にかかわらず、農林中央金庫が標準的手法を採用している場合であつて、証券化エクスポートの個別リスクの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化エクスポートの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポート
場合	（再証券化エクスポートの場合） （パーセント）
（パーセント）	再証券化エクスポート

7 2	7 1	信用リスク区分 証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポートジャーを除く。）の場合（パーセント）	二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1
四	一・六	一 （再証券化エクスポートジャーを除く。）の場合（パーセント）		二十八	八	四	一・六	
八	三・二	再証券化エクスポートージャーの場合（パーセント）		百 五十二	十八	八	三・二	

7 2	7 1	信用リスク区分 証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポートジャーを除く。）の場合（パーセント）	二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1
四	一・六	一 （再証券化エクスポートジャーを除く。）の場合（パーセント）		二十八	八	四	一・六	
八	三・二	再証券化エクスポートージャーの場合（パーセント）		自己資本控除 百 五十二	十八	八	三・二	

7—4	7—3	八
	百	十八

(内部格付手法を採用している場合における証券化エクスポート・ジャーラーの個別リスク)

第二百七十九条の三 前三節の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用している場合であつて、証券化エクスポート・ジャーラーの個別リスクの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化エクスポート・ジャーラーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

分 信 用 リ ス ク 区		
Ｚが六以 下	Ｚが六以 下	Ｚが六未 来
当該再証券化	再証券化エクスポート・ジャーラー（再証券化エクスポート・ジャーラーを除く。）の場合	の場合
当該再証券化	当該再証券化	

(内部格付手法を採用している場合における証券化エクスポート・ジャーラーの個別リスク)

第二百七十九条の三 前三節の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用している場合であつて、証券化エクスポート・ジャーラーの個別リスクの額を算出するときには、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化エクスポート・ジャーラーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7—4	7—3	八
	自己資本控除	十八

分 信 用 リ ス ク 区		
Ｚが六以 下	Ｚが六以 下	Ｚが六未 来
当該再証券化	再証券化エクスポート・ジャーラー（再証券化エクスポート・ジャーラーを除く。）の場合	の場合
当該再証券化	当該再証券化	

8 3	8 2	8 1												
○・八〇	○・六四	○・五六	ント	場合 (パー <sup>セ</sup> ント)	ある よる場 合に	を含 む。	一 が最優 先証券化 エクスボ ージャー	（内部評 価方式）	化エクス ボージヤ ー	当該証券 (パー <sup>セ</sup> ント)	、かつ、 上であり 上の場合 (パー <sup>セ</sup> ント)	（パー <sup>セ</sup> ント） 満の場合 (パー <sup>セ</sup> ント)	エクスボージ ヤーが最優先 証券化エクス ボージヤー（ 内部評価方式 による場合を 含む。）であ る場合 (パー <sup>セ</sup> ント)	エクスボージ ヤーが最優先 証券化エクス ボージヤー（ 内部評価方式 による場合を 含む。）であ る場合 (パー <sup>セ</sup> ント)
一 ・ 四 四	一 ・ 二〇	○ ・ 九六												
	二 ・ 〇〇	一 ・ 六〇												
二 ・ 八〇	二 ・ 〇〇	一 ・ 六〇												
四 ・ 〇〇	三 ・ 二〇	二 ・ 四〇												

8 3	8 2	8 1												
○・八〇	○・六四	○・五六	ント	場合 (パー <sup>セ</sup> ント)	ある よる場 合に	を含 む。	一 が最優 先証券化 エクスボ ージャー	（内部評 価方式）	化エクス ボージヤ ー	当該証券 (パー <sup>セ</sup> ント)	、かつ、 上であり 上の場合 (パー <sup>セ</sup> ント)	（パー <sup>セ</sup> ント） 満の場合 (パー <sup>セ</sup> ント)	エクスボージ ヤーが最優先 証券化エクス ボージヤー（ 内部評価方式 による場合を 含む。）であ る場合 (パー <sup>セ</sup> ント)	エクスボージ ヤーが最優先 証券化エクス ボージヤー（ 内部評価方式 による場合を 含む。）であ る場合 (パー <sup>セ</sup> ント)
一 ・ 四 四	一 ・ 二〇	○ ・ 九六												
	二 ・ 〇〇	一 ・ 六〇												
二 ・ 八〇	二 ・ 〇〇	一 ・ 六〇												
四 ・ 〇〇	三 ・ 二〇	二 ・ 四〇												

信用リ	8 — 12	8 — 11	8 — 10	8 — 9	8 — 8	8 — 7	8 — 6	8 — 5	8 — 4
証券化エクスポートジャヤー（再	百 ・ ○ ○	五十二 ・ ○ ○	三十四 ・ ○ ○	二十 ・ ○ ○	八 ・ ○ ○	四 ・ 八 ○	二 ・ 八 ○	一 ・ 六 ○	○ ・ 九 六
再証券化エクスポートジャヤー		六十 ・ ○ ○	四十 ・ ○ ○	二十四 ・ ○ ○	十六 ・ ○ ○	十二 ・ ○ ○	八 ・ ○ ○	四 ・ 八 ○	一 ・ 六 ○
		六十八 ・ ○ ○	五十二 ・ ○ ○	四十 ・ ○ ○	二十八 ・ ○ ○	十八 ・ ○ ○	十二 ・ ○ ○	八 ・ ○ ○	五 ・ 二 ○
									二 ・ 八 ○

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リ	8 — 12	8 — 11	8 — 10	8 — 9	8 — 8	8 — 7	8 — 6	8 — 5	8 — 4
証券化エクスポートジャヤー（再	自己資本控除	五十二 ・ ○ ○	三十四 ・ ○ ○	二十 ・ ○ ○	八 ・ ○ ○	四 ・ 八 ○	二 ・ 八 ○	一 ・ 六 ○	○ ・ 九 六
再証券化エクスポートジャヤー		六十 ・ ○ ○	四十 ・ ○ ○	二十四 ・ ○ ○	十六 ・ ○ ○	十二 ・ ○ ○	八 ・ ○ ○	四 ・ 八 ○	一 ・ 六 ○
		六十八 ・ ○ ○	五十二 ・ ○ ○	四十 ・ ○ ○	二十八 ・ ○ ○	十八 ・ ○ ○	十二 ・ ○ ○	八 ・ ○ ○	五 ・ 二 ○
									二 ・ 八 ○

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 1	スク区 く。) の場合	証券化エクスポートージャーを除 の場合
○・五六	Ｚが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポートージャーが最優先である場合(パーセント)による場合を含む。)である場合(パーセント)による場合を含む。	Ｚが六以上(パーセント)満の場合(パーセント)
○・九六		Ｚが六以上(パーセント)満の場合(パーセント)
一・六〇		Ｚが六未満の場合(パーセント)
一・六〇	内部評価方式による場合を含む。)である場合(パーセント)	当該再証券化エクスポートージャーが最優先証券化エクスポートージャー(内部評価方式による場合を含む。)である場合(パーセント)
二・四〇	内部評価方式による場合を含む。)でない場合(パーセント)	当該再証券化エクスポートージャー(内部評価方式による場合を含む。)でない場合(パーセント)

7 1	スク区 く。) の場合	証券化エクスポートージャーを除 の場合
○・五六	Ｚが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポートージャーが最優先である場合(パーセント)による場合を含む。)である場合(パーセント)による場合を含む。	Ｚが六以上(パーセント)満の場合(パーセント)
○・九六		Ｚが六以上(パーセント)満の場合(パーセント)
一・六〇		Ｚが六未満の場合(パーセント)
一・六〇	内部評価方式による場合を含む。)である場合(パーセント)	当該再証券化エクスポートージャー(内部評価方式による場合を含む。)である場合(パーセント)
二・四〇	内部評価方式による場合を含む。)でない場合(パーセント)	当該再証券化エクスポートージャー(内部評価方式による場合を含む。)でない場合(パーセント)

7 — 4	○・九六〇	一・六〇	二・八〇	三・二〇	五・二〇
百 ・ 〇 〇	六・〇〇	十二・〇〇	十八・〇〇		

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百七十九条の四 第二百二十六条第二項から第六項まで及び第二百五十八条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百二十六条第二項中「前項」とあるのは「第二百七十九条の二及び第二百七十九条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百七十九条の四第一項において読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百七十九条の四第一項において読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項において読み替えて準用する第二百二十六条第二項及び前項の規定にかかるらず、農林中央金庫は、第二百五十九条又は第二

7 — 4	○・九六〇	一・六〇	二・八〇	三・二〇	五・二〇
自己資本控除	六・〇〇	十二・〇〇	十八・〇〇		

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百七十九条の四 第二百二十六条第二項から第六項まで及び第二百五十八条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百二十六条第二項中「前項」とあるのは「第二百七十九条の二及び第二百七十九条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百七十九条の四第一項において読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百七十九条の四第一項において読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項において読み替えて準用する第二百二十六条第二項及び前項の規定にかかるらず、農林中央金庫は、第二百五十九条又は第二

百六十条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポート・ポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポート・ポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポート・ポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポート・ポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポート・ポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポート・ポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポート・ポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポート・ポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

#### 4 (略)

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポート・ポージャーの取扱い)

第二百七十九条の五 この節の規定により証券化エクスポート・ポージャーのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポート・ポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポート・ポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合には、第二百二十四条（第

百六十条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポート・ポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポート・ポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポート・ポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポート・ポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポート・ポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポート・ポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポート・ポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポート・ポージャーは、自己資本控除とする。

#### 4 (略)

(自己資本控除とされた証券化エクスポート・ポージャーの取扱い)

第二百七十九条の五 この節の規定により証券化エクスポート・ポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポート・ポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポート・ポージャーが自己資本控除とされる場合には、第二百二十四条（第一項第二号を除く。）の

一項第二号を除く。) の規定を準用する。この場合において、同条

中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3 | 信用補完機能を持つI/Oストリップスについては、第二百二十四

条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

(承認申請書の提出)

第二百九十条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事

項を記載しなければならない。

一 先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる農林中央金庫及び連結の範囲に含まれる法人等

一 先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日  
二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる農林中央金庫及び連結の範囲に含まれる法人等(第九条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。)をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第二百九十二条 農林水産大臣及び金融庁長官は、第二百八十九条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内

規定を準用する。

(新設)

(承認申請書の提出)

第二百九十条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事

項を記載しなければならない。

一 先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる農林中央金庫及び連結の範囲に含まれる法人等(第九条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。)をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第二百九十二条 農林水産大臣及び金融庁長官は、第二百八十九条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に

容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、農林中央金庫の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーション・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ～ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーション・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーション・リスク・データベース（オペレーション・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーション・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したもの）において全て特定されていること。

ト (略)

十 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4・5 (略)

掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、農林中央金庫のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーション・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ～ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーション・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーション・リスク・データベース（オペレーション・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーション・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したもの）においてすべて特定されていること。

ト (略)

十 第二条及び第十四条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4・5 (略)

## 附 則

### (株式等エクスボージャーに関する経過措置)

第十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、新告示第百四十三条及び第百四十四条の規定にかかわらず、農林中央金庫が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に選択する日（以下「基準日」という。）において保有するエクスボージャー（基準日に取得する約定を行つたエクスボージャーを含む。）のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスボージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスボージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスボージャーである場合（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示

第一号）の規定による改正前の新告示第八条第一項、第二十条第一項に該当する場合を除く。）

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、農林中央金庫が当該資産のうち継続して保有されるもの

### (株式等エクスボージャーに関する経過措置)

第十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、新告示第百四十三条及び第百四十四条の規定にかかわらず、農林中央金庫が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に選択する日（以下「基準日」という。）において保有するエクスボージャー（基準日に取得する約定を行つたエクスボージャーを含む。）のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスボージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスボージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスボージャーである場合（新告示第八条第一項及び第二十条第一項に該当する

場合を除く。）

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、農林中央金庫が当該資産のうち継続して保有されるもの

## 附 則

### (株式等エクスボージャーに関する経過措置)

第十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、新告示第百四十三条及び第百四十四条の規定にかかわらず、農林中央金庫が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に選択する日（以下「基準日」という。）において保有するエクスボージャー（基準日に取得する約定を行つたエクスボージャーを含む。）のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスボージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスボージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセツトの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスボージャーである場合（新告示第八条第一項及び第二十条第一項に該当する

場合を除く。）

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、農林中央金庫が当該資産のうち継続して保有されるもの

の銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指數をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
4  
(略)

ものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指數をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
4  
(略)

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

(自己資本比率に係る経過措置)

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第二条第一号及び第二号並びに第十四条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五	四・五	六	四・五	四・五	四・五	四・五
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間								

(資本調達手段に係る経過措置)

第三条 この告示による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五条第三項若しくは第七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先出資であつて新告示第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等（旧告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Tier1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額

(適用日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	九十九パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十九パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

<sup>2</sup> 旧告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段(平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ

・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新告示第七条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件若しくは新告示第十九条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier 2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この項及び次項において「適格旧Tier 2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（新告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下の期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier 2資本調達手段に係る基礎項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier 1資本調達手段又は適格旧Tier 2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier 1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier 2資本調達手段の額は、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間の日数で除して

得た割合を乗じて得た額とする。)については、平成三十年三月三十一日までの間は、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第五条 新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

2 新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するもののうち、前項の規定により新告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお從前

の例による。

(少数株主持分等に係る経過措置)

第六条 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新告示第八条第一項から第三項までの規定により新告示第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新告示第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新告示第七条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかつた額に對応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等の普通出資（新告示第五条第三項に規定する普通出資をいう。）に對応する部分の額については、新告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（新告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に對応する部分の額については、新告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（新告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に對応する部分の額については、新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント

(調整項目に係る経過措置)

第七条 新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る調整項目の額、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2 新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る調整項目の額、新告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る調整項目の額又は新告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十四条第二号の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他のTier 1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

【圖六①】

$$\text{所要自己資本額 } (K) = 2.33 \times h^{0.5} \times ((\sum_i 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind})^2 + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i)^2)^{0.5}$$

【圖六②】

$$CVA = (LGD_{MKT}) \times \sum_{i=1}^T \text{Max}(0, EXP(-\frac{s_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}) - EXP(-\frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}})) \times (\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2})$$

【圖六③】

$$\text{Regulatory CS01}_i = 0.0001 \times t_i \times EXP(-\frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}}) \times (\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} - EE_{i+1} \times D_{i+1}}{2}) \quad (i < T)$$

$$Regulatory\ CS01_t = 0.0001 \times t_t \times EXP \left( - \frac{s_t \times t_t}{LGD_{MKT}} \right) \times \left( \frac{EE_{T-1} \times D_{T-1} + EE_T \times D_T}{2} \right) \quad (i = T)$$

【 ⊕】

$$Regulatory\ CS01 = 0.0001 \times \sum_{i=1}^T (t_i \times EXP \left( - \frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) - t_{i-1} \times EXP \left( - \frac{s_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}} \right)) \times \left( \frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right)$$